

職長・安全衛生責任者教育のご案内

標記教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

1 日時・会場

| 回 | 講習日                     | 時間         | 会場                                  | 受付開始  | 申込締切日         |
|---|-------------------------|------------|-------------------------------------|-------|---------------|
| 1 | 令和5年5月30日(火)<br>31日(水)  | 9:00~17:15 | 日田市総合体育館 図書室兼視聴覚室<br>(日田市田島3丁目29番地) | 8:40~ | 5月15日<br>(月)  |
| 2 | 令和5年11月14日(火)<br>15日(水) | 9:00~17:15 | 日田市総合体育館 図書室兼視聴覚室<br>(日田市田島3丁目29番地) | 8:40~ | 10月30日<br>(月) |

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。  
 遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

2 受講資格・受講料等(税込)

| 種別           | 会員      |        |         | 非会員     |        |         |
|--------------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|
|              | 受講料     | テキスト代  | 合計      | 受講料     | テキスト代  | 合計      |
| 職長・安全衛生責任者教育 | 14,080円 | 1,650円 | 15,730円 | 16,830円 | 1,650円 | 18,480円 |
| 職長教育         | 12,870円 | 880円   | 13,750円 | 15,620円 | 880円   | 16,500円 |
| 安全衛生責任者教育    | 2,200円  | 770円   | 2,970円  | 3,300円  | 770円   | 4,070円  |

**発送手数料を、上記受講料等と併せてお支払いください。**  
**◎1事業所につき500円 【個人の方は一人500円】**

3 定員 25名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

|               |  |
|---------------|--|
| 申込先           | 〒 877-0026 日田市田島本町1-12<br>(一社)大分県労働基準協会 日田支部<br>TEL:0973-27-6453 FAX:0973-27-6454  |
| 申込書<br>本人確認書類 | 所定の受講申込書を日田支部までご送付ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます<br><b>当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)を添付してください。</b> |
| 受講料等<br>支払先   | 講習開始7日前までに、2 記載対象金額を銀行振込又は窓口(支部)にてお支払いください。<br>大分銀行日田支店 普通 731397 名義(社)大分県労働基準協会日田支部   |
| 修了証送付         | 修了証は事業主宛に、後日、簡易書留で郵送します。 <b>会社の住所・会社名(個人受講の場合は、個人宛)を記入した定型郵便封筒(長3サイズ以下、切手貼付不要)を添えてお申込みください。</b> 交付までには10~14日前後かかります。   |

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候、コロナウイルス感染状況等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ 職長・安全衛生責任者教育は、建設業・造船業の方が対象ですが、その他の業種の方にもお勧めします。
- ④ 職長教育のみ修了済みの方には、安全衛生責任者教育のみの講習も行っております。
- ⑤ 感染症対策(マスク着用等)にご協力のほどお願いします。
- ⑥ 受講時健康状態確認事項(6項目)を受講票とともに送付しますので、ご注意をお願いします。

※参考事項

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者(企業)は、職長(第一線監督者等)に対して、労働安全衛生規則第40条に定める項目について、12時間以上の教育を実施することが義務づけられています。  
 労働安全衛生法第60条により職長教育を事業者が行うべき業種は、次のとおりです。  
 ①製造業(食料品製造業等一部の業種を除く)②電気業③ガス業④自動車整備業⑤機械修理業⑥建設業